

国民健康保険運営協議会関係法令（一部抜粋）

○国民健康保険法（一部抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要な事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令（一部抜粋）

（国民健康保険運営協議会の組織）

第3条（略）

3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等被保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○古賀市国民健康保険条例（一部抜粋）

（古賀市国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険法第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会として設置する古賀市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 被保険者を代表する委員 3人
- （2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- （3） 公益を代表する委員 3人

○古賀市国民健康保険条例施行規則（一部抜粋）

（会議の招集）

第2条 古賀市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、会長が招集する。

（会議の定足数）

第3条 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

（会長の職務）

第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

（議事の決定）

第5条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（利害関係者の出席）

第6条 会長は、必要と認めるときは、利害関係者の出席を求めることができる。

（資料の要求）

第7条 会長は、職務遂行上必要な資料を市長に要求することができる。

（議事録）

第8条 協議会の議事については、議事録を作成し、会長及び会長の指名する出席委員が署名しなければならない。

（報酬及び費用弁償）

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、古賀市特別職の職員の給与等に関する条例の定めるところにより支給する。

（庶務）

第10条 協議会の庶務は、市民部市民国保課において処理する。

○古賀市情報公開条例（一部抜粋）

（会議の公開）

第23条 実施機関の附属機関及び規則で定める委員会等は、その会議（法令等で規定により非公開とされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りではない。

- （1） 第7条に規定する不開示情報が含まれている議事について審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。
- （2） 会議を公開することによって、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しく支障が生ずると出席委員の3分の2以上で決したとき。

○古賀市情報公開条例施行規則（一部抜粋）

（公開の対象）

第14条（略）

2 附属機関及び前項に規定する委員会等（以下「附属機関等」という。）は、条例第23条第1項に規定する会議の非公開を決定する際、非公開の範囲及びその理由を明らかにするものとする。ただし、同項第2号の理由により会議を非公開と決定するときは、この限りでない。

（会議の運営の基本的事項）

第15条（略）

- 2 会議の傍聴を希望する者があるときは、当該会議の運営方法の定めるところにより当該附属機関等の長がその可否を決定する。
- 3 前項の規定により傍聴を認められた者には、当該会議に係る資料を閲覧に供されるよう配慮しなければならない。

○古賀市特別職の職員の給与等に関する条例（一部抜粋）

（非常勤職員の報酬等）

第3条 前条第2号から第9号までに掲げる特別職の職員には、別表第1に掲げる報酬及び別表第2に掲げる費用弁償を支給する。

別表第1

区分	報酬額・日額（円）
附属機関・国民健康保険運営協議会委員	7,500

別表第2

費用弁償額 日当（1日につき）2,500円